平成 20 年 11 月 21 日

経済産業省　貿易経済協力局
貿易振興課　御中

租税条約の改定及び新規締結に関する企業ニーズについて

日本機械輸出組合　国際税務研究会
座長　加藤　彰

グローバル化が著しい日本企業の国際的事業活動の円滑な発展を図るための制度インフラとして、ＯＥＣＤガイドラインはもとより日米租税条約等をモデルとして我が国の租税条約を改定並びに新規に締結する必要が益々高まっております。

そこで、日本機械輸出組合では、国際税務研究会のメンバー企業を対象にして、我が国が早期に租税条約を改定並びに新規に締結すべき国及び内容についてアンケート調査を行いました。

ついては、本調査の結果を別紙の通り報告致しますとともに、下記の機械企業のニーズを交渉に反映して頂きたくお願い申し上げます。

記

１．早期に租税条約を改定すべき国・内容

（１）ＯＥＣＤ加盟国

ドイツ、ポーランド、イタリア、オランダ、スペイン、韓国、トルコとの条約を早期に改定する。とくにドイツを最優先とする。

① 各国ともに配当の源泉地国課税の免税を確保する。
② スペイン、ポーランドについては使用料の源泉地国課税を免税とする。
③ 韓国とトルコについては、使用料の規定から「設備の使用」を削除する。
④ ドイツとポーランドについては対応的調整規定を盛り込む。

（２）ＯＥＣＤ非加盟国

インド、インドネシア、中国、タイ、ロシア、ベトナム、エジプト、南アフリカ、ブラジルとの条約を早期に改定する。

① インドについては、技術上の役務提供に関する免税の確保が強く求められる。
② インドネシアとタイについて配当及び使用料の源泉地国課税を免税とする。
③ インドネシアとロシア、エジプト、南アフリカについては使用料の規定から「設備の使用」を削除する。
④ 中国については技術指導者のＰＥ対象除外と役務提供について適用を統一する。ブラジルにおける配当、使用料に対する源泉地国課税の低減が必要。
⑤ 地域全般に関してＰＥの認定期間はＯＥＣＤモデルの 12 ヶ月超とするよう努める。

⑥　株式譲渡益課税については源泉地国で課税されることがないよう規定することが望まれる。

２．早期に租税条約を新規に締結する国・内容

台湾、香港との新規締結ニーズが非常に強い。また、産油国サウジアラビア、クウェート、イラン、そしてスロベニア及び中南米諸国（優先度の高い国としてペルー、ベネズエラ等）との条約の早期締結を必要とする。

①　台湾と香港との租税条約は外交上の困難は認識するが、租税条約と同等の効果がある措置が強く望まれる。

②　クウェートについては、課税範囲の適正化が求められており、中南米地域全般については配当・使用料に対する源泉地国課税の負担の低減が求められている。

以上